

学校法人朝陽学院の役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1条(趣旨)

この規定は、学校法人朝陽学院の理事及び監事並びに評議員（以下「役員及び評議員」という。）の報酬、通勤手当、退職金及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条(報酬等)

常勤の役員及び評議員に対しては、報酬を支給する。

- 2 理事長には理事長報酬 40 万円を支給する。
- 3 非常勤の役員及び評議員には、お中元・お歳暮として理事及び監事に年間 2 万円の商品券、評議員に年間 1 万円の商品券を贈る。
- 4 非常勤の役員及び評議員が理事会に出席したときは、1 日当たり 5,000 円の費用弁済を支給する。

第3条(通勤手当)

常勤の役員及び評議員に対しては、職員の例により、通勤手当を支給する。

第4条(退職金等)

常勤の役員及び評議員が退職した場合には、その者に退職金を支給するものとする。

常勤職員であったものは職員の退職金規定を適用した額を、また、理事長の役職退職金は在任期間に応じた額を、理事会の決議を経て支給する。

- 2 在職中特に功労があったと認められる場合には、理事会の承認を経て定める額を加算することができる。
- 3 非常勤の役員及び評議員が退職した場合には、慰労金を支給する。慰労金の額は、在任期間が 10 年を超える場合は 3 万円とする。

第5条(旅費)

役員及び評議員が業務のため出張した場合には、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。
前項の旅費の額は、別に定めるものとする。

第6条(支給方法)

役員及び評議員の報酬、通勤手当、退職金及び旅費の支給方法は、この規定に定めるものの他、法人の職員の例による。

第7条(委任)

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

第8条(規定の改廃)

この規定の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

- 1 この規定は、平成 24 年 6 月 1 日から施行し、同日より適用する。
(第 2 条第 2 項の変更)
- 2 平成 5 年 4 月 1 日制定
- 3 平成 24 年 4 月 1 日一部改正
- 4 (経過措置)

この規定実施の際、現に在職している常勤の役員及び評議員が、この規定制定の日以降に退職した場合における当該役員及び評議員のこの規定の制定の日以前の常勤の役員及び評議員としての在職期間にかかる退職金の額は、第 4 条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。